

臨時福祉給付金のお知らせ

臨時福祉給付金とは

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴って、所得の低い人々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。



臨時福祉給付金のあらし

支給対象者

平成26年1月1日現在、本市に住民登録があり、平成26年度の市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、課税されている人の扶養親族などである場合や生活保護の受給者である場合は支給対象となりません。

支給額

1人につき10,000円です。
また、老齢基礎年金や児童扶養手当などの受給者には5,000円が加算されます。



10,000円



老齢基礎年金・児童扶養手当
などの受給者
15,000円

申請方法

支給対象と思われる世帯に申請書を郵送しますので、必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに同封の返信用封筒にて、郵送してください。

受付期限

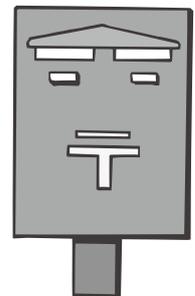
平成27年1月30日まで(当日消印有効)

受給方法

口座振込(振込日は、郵送でお知らせします)



申請書



※支給対象と思われる人で、8月になっても申請書が届かない場合は、下記までお問い合わせください。

支給の流れ



7月末頃、支給対象と思われる世帯に、申請書を発送



申請書が届いたら、必要書類とともに市へ返送(郵送)



提出書類審査後、給付決定のお知らせを郵送



口座振り込み



給付金受給

臨時福祉給付金 Q&A

Q 申請に必要な書類は？

A 申請は以下の書類を添付して、同封の返信用封筒で郵送してください。

①申請書

②受給者全ての人^{さしゅ}の本人確認用の書類の写し
申請者だけでなく、受給者全て^{さしゅ}の人の分が必要
運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、
健康保険証などの写し
外国人市民の人は、在留カードの写し

③振込口座の通帳などの写し

申請者のもので、口座名義人の名前、口座番号、
店番号が記載されているページの写し

④その他加算関係確認書類(一部の人のみ必要)

Q 申請は郵送だけですか？

A 郵送が原則ですが、

7月31日(木)～8月29日(金)の期間、
総合会館 1階特設窓口
(8時30分～17時15分 土・日を除く)、
で申請を受け付けます。

※9月1日(月)以降は、市役所9階 臨時福祉給付
金室にて受け付けます。

※各地区市民センター(中部を除く)、楠総合支所でも受け付けますが、市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高架下)では受け付けていませんので、ご注意ください。

臨時福祉給付金の支給をよそおった 「振り込め詐欺」や「個人情報^{さしゅ}の詐取」にご注意ください

- 市や厚生労働省などが、ATM(銀行、コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にありません
- 市や厚生労働省などが、臨時福祉給付金を支給するために、手数料の振り込みを求めることなどは、絶対にありません
- 市や厚生労働省などが、口座番号などの個人情報を、電話で照会することは、絶対にありません

不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたら、市民・消費生活相談室(☎354-8147)や最寄りの警察署 [または警察相談専用電話 (#9110) にご連絡ください]